

返戻金制度について

求職者が、入社後 3 ヶ月未満の間に自己の都合により退職した場合に限り、既に受領した紹介手数料の一部を払戻しする制度を設けています・

《基本規定》

入社後 1 ヶ月未満に退職した場合 紹介手数料の 80%相当額

入社後 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満に退職した場合紹介手数料の 50%相当額

入社後 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満に退職した場合 紹介手数料の 30%相当額

詳細は双方同意の基取り決める「人材紹介コンサルティング契約書」に記載します・